

“キセラ 川西” ニュース

[川西市中央北地区整備事業]

平成 25 年 8 月 22 日発行

第 32 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

新しいまちづくりに向けて（低炭素まちづくりの関連）

エネルギー調査のモニターの方を募集しています！

川西市では、昨年度3月に全国初の「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」を策定し、「低炭素や省エネに配慮した持続可能なまち」を具体化するために、本計画の運用方法等を検討しています。

そこで、地区にお住まいの皆様のご協力をいただき、本計画の推進を図っていくため、既存建築物のエネルギー調査を実施することとなりました。

調査の内容は、概ね以下のとおりで、現在、その「モニター」の方を募集しています。

モニターとしてご協力いただける方は、中央北整備部地区整備課までご連絡ください。

(TEL 072-740-1207 直通)

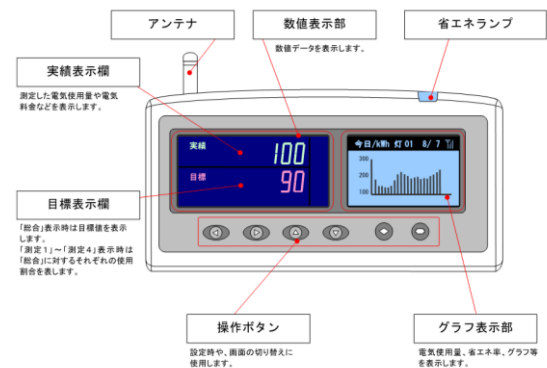
【調査の方法】

○「省エネナビ」分電盤に「センサー」を設置します。

○センサーで把握した電力使用量が「エネルギー見える化モニター」に映し出されます。

電気使用量や電気料金なども表示（今日、前日、前々日、今月、前月、累積期間）できます。

○グラフ表示で時間別のエネルギー消費量が把握できます。



(1) 対象：地区内に居住または事業をされている方（電流容量 150A 以内）

(2) 調査期間：8月下旬～1月末頃までを想定しています。

※上記の期間の間、エネルギー見える化機器は設置したままとなります。

(3) モニターの方をお願いしている事項

①エネルギー見える化機器設置の同意（同意事項に署名をお願いいたします。）

②調査期間中のエネルギー（電気・ガス）の調査票への記録

③エネルギー利用状況調査アンケートへの回答

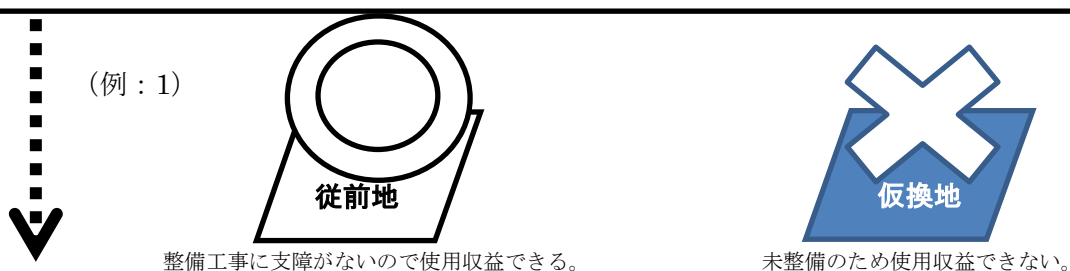
使用収益と固定資産税・都市計画税の減免について

中央北地区特定土地区画整理事業の事業区域内については、平成24年12月26日に仮換地指定通知を発送し、平成25年1月10日より従前地の使用収益停止の効力が発生しております。そこで、今回は従前地の使用収益と固定資産税・都市計画税の減免の関係についてご説明いたします。

1. (従前地の使用収益について)

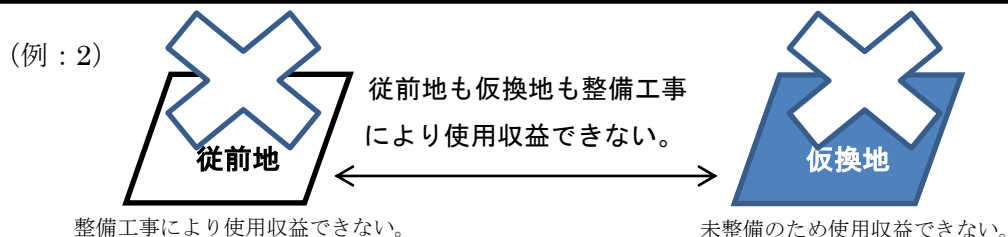
【平成25年8月現在】

- ・ 仮換地に指定した土地は使用収益できません。(存置対象の物件を除きます。)
- ・ 整備工事に支障がない従前地は使用収益できます。



【事業進捗により整備工事が開始】

- ・ 仮換地に指定した土地は使用収益できません。(存置対象の物件を除きます。)
- ・ **整備工事の対象**となる従前地は使用収益できなくなります。
(* 整備工事の対象とならない従前地については引き続き使用収益できます。)



2. (事業区域内の固定資産税・都市計画税について)

固定資産税・都市計画税については毎年、賦課期日の1月1日の状態で評価し、所有者に1年分の納税義務が課されるものです。

ただし、(例:2)のように**整備工事**により**従前地**と**仮換地**のどちらも使用収益できない期間については固定資産税・都市計画税が申請により減免される場合があります。

工事の詳細が決まり次第、従前地が工事の対象となる地権者の皆様については、個別にお知らせさせていただきます。

詳しくは中央北整備部地区調整課までご連絡ください。(TEL 072-740-1203 直通)

「キセラ 川西」のロゴ・マークについての検討（2）

前号でもお伝えしていますように、中央北整備部では、「キセラ 川西」の新しい「ロゴ」や「マーク」について検討を行っています。

ロゴマークの検討にあたっては、平日の夜、川西市役所各課から職員を集め（総勢 25 名）、「ワークショップ方式」によって話し合い、検討を行いました。

「キセラ 川西」をひとつの地域のブランド戦略と捉え、「行きたいまち」「買いたいまち」「住みたいまち」と思わせるような要素を「ロゴ」や「マーク」によって表現できるかどうかポイントとなります。

ここで検討した内容につきましては、後日、その詳細についてご報告いたします。

中央北歴史コラム—ちょっとふるさと自慢（13）—

わがまちの資源を語るに猪名川いながわの存在を抜きには語れません。猪名川は、淀川水系で、その内最も西側を流れて神崎川に合流する河川です。兵庫県川辺郡猪名川町の大野山を水源地として、大阪・兵庫の両府県を南下し、河口から約 6.5km 上流で神崎川右岸に合流しています。流域面積 383k m²、幹線流路延長 43.2km、42 支川が流入する、国土交通大臣が指定する一級河川となっています。中でも国土交通大臣管理区間と呼び、猪名川河川事務所の直轄管理区間となる重要な河川です。

猪名川いながわの名称の由来は、平安前期の述作とされる「住吉大社神代記」によれば、大昔、川のほとりに住んでいた山直阿賀奈賀やまのあた いあがな がという者が、その川を阿我奈川あがな がわと名付け、それが為奈川いながわとなったといわれています。また、猪名川流域の地理的記述もあり、高橋明裕氏の著作（神戸・阪神間の古代史：「猪名湊と猪名川流域の古代氏族」）から紹介します。猪名川・木津川上流の東は久佐佐川くささか、西は美度奴川みどののと呼ばれ、「宇禰野うねの」（畝野）で合流して、豊嶋郡とよしまの「城辺山きのへやま」（池田市木部か）の側を流れ、西岸の川辺郡いなきの「為奈山いなやま」（別名坂根山）の北堺は「羽束国はつかし」に接するとあります。美度奴川は篠山街道沿いを流れる猪名川いながわの最上流部であり、木津付近では木津川とも呼ばれ、「神代記」所載の「木津川」の名称は遅くとも平安期には木津が存在したことをうかがわせます。羽束国は有馬郡の波豆川流域で、川辺郡六瀬谷から有馬郡高平谷にかけての地域呼称だったと考えられ、猪名川最上流部は有馬地方との連絡部であったことがわかります。久佐佐川（現在の能勢川、一庫・大路次川）流域の久佐佐の地には、「日本書紀」雄略 17 年条によれば「摂津国の来狭狭村」がみえ、山城の伏見、伊勢国と並んで朝廷の膳に供せられる器を製造する贄土師部にえのしじべという技術者集団が置かれていました。土師器製作には薪材の調達も必要であったであろうし、この地が丹波方面との交通の要衝であることも、猪名川最上流部にこうした技術者集団が設置された背景として指摘できようとして記述されています。

猪名川水系が丹波方面、有馬方面との内陸交通を結ぶとともに、その森林資源によって猪名川河口部の港湾施設を支える上で重要視されていたことがうかがえます。




追）前号で、楊津連やないづのむらじの年代の記述で間違いを指摘していただきました。天平宝字 5 年の間違いで 761 年です。お詫びして訂正させていただきます。これからも、ご意見や情報の提供をよろしく願います。「ちょっとふるさと自慢」がありましたらお知らせください。

（出典：神戸・阪神間の古代史：「猪名湊と猪名川流域の古代氏族」高橋明裕）

中央北整備部からのお知らせ

★まちづくり協議会の役員を募集しています

川西市中央北地区まちづくり協議会通常総会を平成25年10月19日(土)午前10時から市役所7階大会議室で開催予定で、今回は、役員改選のため、現在役員を募集しています。募集期間は、8月10日(土)から8月30日(金)までですので、奮ってご応募いただきますようお願いいたします。

	今後の予定	8～9月 O P F I 事業者との仮協定締結
		10月 O まちづくり協議会通常総会開催

中央北整備部からのお願い

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

◆76条の許可申請が必要となる行為

- ①土地の区画形質の変更(切土、盛土)
- ②建築物その他の工作物※の新築、改築、増築
- ③重量5tをこえる、移動の容易でない物件の設置もしくはたい積



※工作物とは、建築基準法にいう「工作物」だけでなく、地上または地中に設置もしくは布設する全てのものが対象となります。(例：擁壁、フェンス、広告塔、給水施設、排水施設、ガス施設等)

☆建築行為等の制限に違反し、建築物の新築などをした者は、原状回復またはその建築物の除却を命じられることがあります。(権利の継承者に対しても同じ)

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL: 072-740-1214 FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時～午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>